

議案第 97 号

八幡浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 30 年 12 月 4 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市特別会計条例の一部を改正する条例

八幡浜市特別会計条例（平成 17 年条例第 54 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 209 条第 2 項の規定により、次に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1) 国民健康保険事業特別会計 国民健康保険事業</p> <p>(2) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療</p> <p>(3) 介護保険特別会計 介護保険</p> <p>(4) 介護サービス事業特別会計 介護サービス事業</p> <p>(5) 日土財産区特別会計 日土財産区</p> <p>(6) 駐車場事業特別会計 駐車場事業</p> <p>(7) 簡易水道事業特別会計 簡易水道事業</p> <p><u>(8)</u> 水産物地方卸売市場事業特別会計 水産物地方卸売市場事業</p> <p><u>(9)</u> 港湾整備事業特別会計 港湾整備事業</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 209 条第 2 項の規定により、次に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1) 国民健康保険事業特別会計 国民健康保険事業</p> <p>(2) 後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療</p> <p>(3) 介護保険特別会計 介護保険</p> <p>(4) 介護サービス事業特別会計 介護サービス事業</p> <p>(5) 日土財産区特別会計 日土財産区</p> <p>(6) 駐車場事業特別会計 駐車場事業</p> <p>(7) 簡易水道事業特別会計 簡易水道事業</p> <p><u>(8)</u> <u>公共下水道事業特別会計 公共下水道事業</u></p> <p><u>(9)</u> <u>戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計 戸別合併処理浄化槽整備事業</u></p> <p><u>(10)</u> <u>小規模下水道事業特別会計 小規模下水道事業</u></p> <p><u>(11)</u> 水産物地方卸売市場事業特別会計 水産物地方卸売市場事業</p> <p><u>(12)</u> 港湾整備事業特別会計 港湾整備事業</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の八幡浜市特別会計条例第1条第8号に規定する公共下水道事業特別会計、同条第9号に規定する戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計及び同条第10号に規定する小規模下水道事業特別会計に係る平成30年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

提案理由

下水道事業の地方公営企業法財務適用化に伴い、関係する会計を特別会計から除くため。